

令和3年 4月20日

学 生 各 位

理工学部長  
大学院創成科学研究科理工学専攻長  
大学院先端技術科学教育部長  
山 中 英 生

新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）

全国的な感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の追加及び緊急事態宣言可能性もあることから、令和3年4月13日に理工学部長名で通知していましたが「新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）」を下記のとおり更新します。

感染拡大の要因となっている変異株は、若い世代での感染、重症化が非常に警戒されています。県をまたいだ移動にあっては、下記の方針に従い基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

なお、BCPレベルは、全地区「レベル3A」を継続します。

引き続き、徳島大学ホームページ、メールおよび教務システムを頻繁に確認し、最新の情報・指示に従うようにしてください。

記

- ◆ **まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言に伴う対象期間：当面の間**  
**まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）は別紙1のとおり**

#### 県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策を強く求めます。

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、必ず下記から学務係へ県外移動届を提出してください。

なお、再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保してください。なお、14日間の自宅待機については、帰省等の理由で指定区域等に滞在している学生が徳島県内に戻ってくる場合も含まれます。

「[県外移動届](https://forms.office.com/r/14scNJRRhh)」

<https://forms.office.com/r/14scNJRRhh>

- ◆ **BCPに伴う期間：令和3年5月11日（火）まで**  
**BCPレベル：「レベル3A」（全地区）**

#### 1. 授業等について

授業等は、原則、自宅での遠隔授業等の受講のみとしますが、十分な感染防止対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を実施する場合があるので、教務システムやメール等を

必ず確認し、指導教員等の指示に従ってください。

※ 学内で遠隔授業を受講する学生に向けて、Web 環境と感染防止対策が整った教室を提供しています。詳しくはHP 掲載「感染防止対策済の無線LAN・PC環境エリア」を確認して下さい。

## 2. 学内への立入について

学内への立入は、自宅等に遠隔授業等の受信環境が整っていない学生が学内施設で遠隔授業を受けるため登校する場合及び上記1のとおり対面授業等を実施する場合があるので指導教員等の指示に従ってください。それ以外は、原則禁止とします。

## 3. 期間中の対応について

次の対策を強化してください。

- (1) できる限り県外への移動は避け、検温等の健康管理を行う。
- (2) 家族以外での複数人での食事は自粛を求めます。日常時も飲食しながらの会話は避ける。

4. 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状、遠隔授業等の受信環境が整っていない等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにするので、学務係（教養教育科目は教養教育係）へ連絡して下さい。

5. その他、日常生活における注意事項について、別紙2「新型コロナウイルスの感染防止に関するガイドライン」を必ず確認して下さい。

6. 体調不良でPCR検査を受ける場合、保健所や医療機関の指示でPCR検査を受ける場合、親しい友人や同居する家族が濃厚接触者になった場合、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合など、速やかに学務係まで連絡してください。

特に、徳島大学の関係者との接触については、感染拡大防止のため、後で保健所と相談しながら対応をしていく必要があるため、正確に報告してください。

まん延防止等重点措置の指定区域（令和 3 年 4 月 20 日現在）

- 4/5（月）～5/5（水） 大阪府〔大阪市〕  
兵庫県〔神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市〕  
宮城県〔仙台市〕
- 4/12（月）～5/11（火） 東京都〔23区、武蔵野市、立川市、町田市、調布市、府中市〕
- 4/12（月）～5/5（木） 京都府〔京都市〕  
沖縄県〔那覇市など本島の9市〕
- 4/20（火）～5/11（火） 埼玉県〔さいたま市、川口市〕  
千葉県〔市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市〕  
神奈川県〔横浜市、川崎市、相模原市〕  
愛知県〔名古屋市〕
- 4/22（木）～5/5（水） 兵庫県〔伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、猪名川町〕

**新型コロナウイルスの感染防止に関するガイドライン**  
**(学部学生・大学院共通)**

**1. 対面授業への出席について**

- ・登校前に検温を行うとともに体調に異常がないか確認すること。
- ・各棟入口に体温検知カメラを順次導入するので、入構時には再度の検温を行うこと。
- ・各棟入口に設置している消毒液で手指の消毒を行うこと。
- ・授業出席前に以下のことを確認し、該当する場合は、授業への出席を中止すること。
  - ①発熱（注）やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか  
→ 該当する場合は、学務係に電話で連絡するとともに、履修している担当教員にも連絡する。
  - ②マスクを着用しているか  
→ 手作りマスク等も可

（注）体温には日内変動があるため、発熱した翌日の朝の体温が平熱であっても解熱したとは判断せず、下記を目安とすること。また、解熱剤を服用した状態で平熱となっても「解熱」とは判断しないこと。

- ・37.0度以上37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合は、発熱と考えて解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・37.5度以上の発熱があった場合は、解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・38度以上の発熱があった場合は、その翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは登校しない。
- ・授業の前後等に、教室や廊下等において、3人以上が2m以内に集まったの会話や飲食を自粛し、濃厚接触（※）を避けるとともに、3つの密（密閉・密集・密着）の回避に努める。  
（※）手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、発症の2日前までに（マスクなどの）必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
- ・授業終了後は学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。

**2. 遠隔授業受講に当たっての注意事項**

- ・受講前に、自身の携帯プランの確認を行い、通信料に留意する。
- ・無料Wi-Fiを利用するため、ファーストフード店、ファミリーレストラン、カフェ、ショッピングモール等に長時間滞在する行為は自粛する。
- ・本学が提供する遠隔授業方式のみの受講とし、ダウンロードした教材を学生間で共有するために一般に晒される場所にアップロードするなどの行為は禁止する。（著作権違法等により処罰を受けることがある。）

**3. 課外活動上の注意について（公式・非公式の別は問わない。）**

- ・課外活動  
課外活動は全面禁止とします。

**4. 日常生活における注意事項**

- ・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用すること。
- ・規則正しい生活を心がけ、日頃から十分な栄養、睡眠時間の確保を意識する。

- ・手指衛生（手洗い，手指消毒）や咳エチケットを厳守する。
- ・基礎疾患等の理由により，対面授業への参加に不安がある場合は，授業担当教員にメール等にて申し出ること。
- ・毎日，健康状態の確認（体温測定を含む）を行う。
- ・3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてること。
- ・体調不良等がある場合，は，必ず学務係へ連絡するとともに「新型コロナウイルスに関する措置」（HP掲載）に従って対応すること。
- ・3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない，また，マスクを着用しないよう指導される等，感染予防上，問題があると考えられるアルバイトは自粛すること。
- ・集団行動（特に食事、飲み会、カラオケ、ドライブなど）については，引き続き、自粛すること。
- ・喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので，喫煙される方は注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する不適切な情報を SNS 等に流さないこと。
- ・本人又は同居する家族が PCR 検査等を受けることとなった場合は，速やかに学務係へ連絡すること。
- ・徳島大学及び理工学部のホームページ等を少なくとも1日1回は確認すること。

理工学部学務係への連絡方法：

電話（088-656-7315）またはCアカウントメールから所属・学年・学生番号・氏名・内容を明記の上 [st\\_gakmuk@tokushima-u.ac.jp](mailto:st_gakmuk@tokushima-u.ac.jp) にメールを送ってください。